

○北見市社会福祉法人の指導監査結果等に係る情報公開事務取扱要領

(平成 27 年 9 月 1 日内規第 194 号)

改正 平成 28 年 9 月 28 日内規第 201 号 平成 29 年 12 月 25 日内規第 147 号

(目的)

第 1 条 この要領は、北見市社会福祉法人の指導監査結果等に係る情報公開実施要綱(平成 27 年内規第 193 号。以下「情報公開実施要綱」という。)に定める情報公開について、必要な事務及びその他の事項を定めるものとする。

(情報公開の方法)

第 2 条 情報公開実施要綱第 3 条に規定するホームページへの掲載は、保健福祉部長がその都度決定し、行うものとする。

2 前項によりホームページに掲載する情報は、同一の社会福祉法人について、順次、既掲載情報に上書きして掲載するものとする。

(情報公開の時期)

第 3 条 情報公開実施要綱第 3 条に規定するホームページへの掲載は、情報公開実施要綱第 2 条に規定する指導監査の結果が各社会福祉法人につき確定した後に遅滞なく行うものとする。

2 情報公開実施要綱第 2 条に規定する指導監査の結果、同条に規定する文書指摘がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該文書指摘に係る改善の報告が行われた後に遅滞なく行うものとする。ただし、情報公開実施要綱第 3 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、当該改善の報告に付与した期間の経過後に遅滞なく行うものとする。

3 社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題があると認められる法人に対し特別監査を実施した場合は、前 2 項の規定にかかわらず、情報公開実施要綱第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項について、当該監査の実施後に遅滞なく行うものとする。

(情報公開の通知)

第 4 条 情報公開実施要綱第 4 条第 1 項に規定する通知は、別紙第 1 に掲げる文例を参考にして行うものとする。

2 情報公開実施要綱第 4 条第 2 項に規定する通知は、別紙第 2 に掲げる文例を参考にして行うものとする。

(情報公開の実施連携)

第 5 条 第 2 条に規定するホームページへの掲載に関しては、福祉サービスを利用しようとする者等への情報提供の充実のため、必要に応じて北海道における同様の部署との間でも連携を図り実施するものとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、情報公開実施要綱に基づく情報公開に係る事務で必要な事項は保健福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 28 日内規第 201 号)

この要領は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 25 日内規第 147 号)

この内規は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。

別紙第 1(第 4 条関係)

別紙第 1

[別紙参照]

別紙第 2(第 4 条関係)

別紙第 2

[別紙参照]